

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省医政局医薬産業振興企画課）

項 目 名		感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化に関する戦略等に基づく制度見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目		所得税、法人税、印紙税		
要 望 の 内 容	「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（令和 8 年 3 月 24 日閣議決定）も踏まえ、感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等：MCM）の研究開発から備蓄まで一連の支援を行うため、必要な法制度の在り方等について審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。			
	平年度の減収見込額	精査中	百万円	
	（制度自体の減収額）	（	-	百万円）
	（改 正 増 減 収 額）	（	-	百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 感染症危機対応医薬品等は、供給が途絶すれば国民の生命に直結するため、健康医療安全保障上、自律性の確保が急務であるが、平時と有事の需給変動が大きく、生産体制の維持が難しい。このため、「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」も踏まえ、感染症危機対応医薬品等の研究開発から備蓄まで一連の支援を行う。 (2) 施策の必要性 上記の政策目的を達成するため、審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて必要な措置を講ずる必要がある。 具体的には、 ・ 感染症危機対応医薬品等（原材料・原薬を含む。）の研究開発支援や国内製造施設整備・国内生産体制確保 ・ 製薬企業における抗菌薬等の原薬・原材料備蓄の支援 ・ 免疫グロブリンの原料血漿確保体制の強化 等の施策を講ずるため、必要な法制度等の在り方の検討を行うとともに、必要に応じ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標5－1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること 施策目標5－2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
		政策の達成目標	感染症危機対応医薬品等の国内供給を安定化する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
	有効性	政策目標の達成状況	－
		要望の措置の適用見込み	－
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	感染症危機対応医薬品等の研究開発や製造施設の整備、買上げ・備蓄等の措置の推進に伴う税制上の措置を講ずることにより、感染症危機対応医薬品等の安定供給が可能となる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	感染症危機対応医薬品等の研究開発や製造施設の整備、買上げ・備蓄等の措置の推進に伴う税制上の措置を講ずることにより、感染症危機対応医薬品等の安定供給が可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-